



平成30年2月23日

各 位

会 社 名 株式会社ドミー
代表者名 代表取締役社長 梶川勇次
(コード番号9924 名証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 杉浦直也
TEL (0564) 25-1121

平成30年5月期第2四半期報告書を提出できない見込み及び 当社株式の上場廃止の見込みに関するお知らせ

当社は、平成30年2月13日付「平成30年5月期第2四半期報告書の期限までの提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社名古屋証券取引所の上場廃止に係る期限である平成30年2月26日までに平成30年5月期第2四半期報告書を提出すべく努力してまいりましたが、本日、当該第2四半期報告書を提出できない見込みとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、この結果、当社株式は平成30年2月26日付で株式会社名古屋証券取引所により整理銘柄に指定された後、平成30年3月27日付で上場廃止となる見通しです。

記

1. 平成30年5月期第2四半期報告書を提出できない見込みとなった経緯

当社は、平成30年1月12日付「平成30年5月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」等で公表いたしましたとおり、店舗に係る固定資産の減損処理方法に関し、仕入先からのリベート・協賛金の会計処理について、一部の店舗へ不適切に傾斜配賦処理が行われていることが判明したため、第三者委員会を設置し、平成30年1月12日より事実関係の確認及び全容解明に向けて調査を行っております。また、平成30年2月1日付「第三者委員会からの調査報告書（中間）の全文開示に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成30年1月31日付で調査報告書（中間）を受領いたしましたが、その時点の第三者委員会の調査では全容の解明に至りませんでした。その後、平成30年2月8日付「第三者委員会委員の追加選任に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、第三者委員会の委員を追加選任して体制を強化した上で調査を継続しております。しかしながら、調査報告書（中間）で指摘等を受けた以降に、減損懸念のある店舗の店舗損益を操作するための不正又はその疑いのある事項等が新たに判明して調査範囲が拡大し、また、そのため、不正調査の専門家である補助者の選定が遅れたこと等により、延長承認を受けた提出期限である平成30年2月14日までに平成30年5月期第2四半期報告書を提出できず、株式会社名古屋証券取引所より上場廃止の恐れがあるとして監理銘柄（確認中）に指定されました。

現在も、第三者委員会の追加調査が継続しており、全容の解明ができていない状況であり、現時点で当該調査の完了時期は明示されておりません。そのため、当社は、本日現在においても、第三者委員会の調査報告書は受領しておらず、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書の作成ができておりません。

当社は、以上の状況を踏まえつつも、現在判明している下記2.の事項に基づく平成22年5月期以降8期の過年度訂正により影響を受けるのは、基本的に、店舗に係る固定資産の減損処理及びそれから派生する減価償却費の再計算や繰延税金資産の修正であること等から、現時点までに判明している事項に基づいて、本件による過年度及び当期の当社の業績及び財務状態に与える影響を算定することが可能であると判断する一方、前述の通り第三者委員会の調査が終了していないことで不正の全容解明ができていないこと及び過年度に係る訂正報

告書が作成できていないことから、過年度に係る訂正報告書を提出する前に、現在判明している事実に基づく訂正の影響を反映した平成30年5月期第2四半期報告書を2月26日までに提出することとしておりました。

しかしながら、新日本有限責任監査法人からは、第三者委員会の調査が未了であり、全容の解説が行われていないこと及び過年度に係る訂正報告書案が未受領であること等から、四半期レビューの前提が整っておらず、現時点においては、何らの四半期レビュー報告書であっても当該第2四半期報告書について提出することができないとの正式な回答を本日受領いたしました。

そのため、平成30年2月26日までに監査法人の四半期レビュー報告書を付した当該第2四半期報告書を提出できる見込みがなくなりました。

2. 現時点で判明している不正の概要及び誤謬の訂正

第三者委員会の調査報告書（中間）で判明している事実に加え、その公表後に新日本有限責任監査法人からの指摘及び社内の報告により判明している不正の内容は以下のとおりで、当社はこれらの事項について、平成22年5月期の決算以降の決算内容を訂正する見込みです。

（各不正の金額については、第三者委員会の調査の完了及び新日本有限責任監査法人からの確認ができておらず記載しておりません。）

不正の項目	期 間	対象部署	不正の概要
リベート修正	69期～77期	食品第1・食品第2・衣料品の各事業部	本来、売上按分にて各店舗に配賦されるべきリベートが対策店舗に傾斜配賦されていた。
振替修正①	72期～77期	食品第1・食品第2の各事業部	仕入原価に対し、高い原価にて他店に商品の振替を実施し振出店舗（対策店舗）に利益が残るようにしていた。
振替修正②	69期～77期	衣料品事業部	衣料品における店舗間の商品振替時に、振替商品の原価率を対策店舗に優遇し、伝票処理を実施していた。
社内販売修正	70期～76期	食品第1・食品第2・衣料品の各事業部	本社・加工センターの従業員分の社内販売の売上・利益が対策店舗にて計上処理されていた。
広告宣伝費修正	69期～77期	対策店舗	広告配付に伴う経費（印刷代・折込料）が、妥当に各店に配賦されていなかった。
人件費修正	69期～77期	食品第1・食品第2の各事業部	対策店舗に配賦されるべき人件費が本社にて計上されていた。
無償提供商品の販売修正	75期・76期	食品第1事業部	決算月に全店分の仕入契約達成に対し無償で提供を受けた商品を強化店舗にのみ配荷していた。
加工センター出荷修正	72期・73期 76期・77期	食品第1事業部	加工センターから店舗への出荷商品の原価を、対策店舗に低く出荷していた。
棚卸過剰修正	69期～77期	食品第1事業部	対策店舗にて商品加工を実施し、原価と売価を上乗せし、他店に振替していた。
リベート売上按分表修正	75期	食品第2事業部	売上按分リベート振分け表を改ざんし、対策店舗にリベートを傾斜配賦していた。
仕入・振替修正①	76期	食品第2事業部	通常商品の仕入れの際、対策店舗に多く仕入し、原価を高くして他店に振替をすることにより対策店舗に利益を計上していた。
仕入・振替修正②	76期	食品第2事業部	対策店舗にて仕入した高値入商品に原価を上乗せして、他店に振替したことにして対策店舗に利益を計上していた。

また、平成30年2月1日付「第三者委員会からの調査報告書（中間）の全文開示に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、第三者委員会の調査報告書（中間）の調査対象外の事項として、今回の不適切な会計処理の指摘と同時に、監査法人から当社の採用している配賦基準では、赤字店舗に本社費が適切に配賦されていないとして、その合理性について指摘を受け、当社は、配賦基準を営業収益基準に見直し、平成22年5月期から平成29年5月期に赤字店舗に配賦すべきであった本社費を誤謬の訂正として、訂正する見込みです。

3. 今後の見通しについて

上記の結果、当社は、提出期限延長承認後の期限である2月14日の経過後8日目（休業日を除きます。）である2月26日までに、平成30年5月期第2四半期報告書を提出することができなくなりましたので、株式会社名古屋証券取引所株券上場廃止基準第2条第1項第10号に定める上場廃止基準に該当することとなり、当社株式は、平成30年2月26日付で整理銘柄に指定された後、平成30年3月27日付で上場廃止となる見通しです。

なお、当社といたしましては、今後も引き続き、第三者委員会による調査に最大限協力して、第三者委員会の最終報告書を公表した上、過年度の決算訂正を行い、早急に決算を正常化させる所存です。また、それにより一刻も早く本件により失われた信頼を回復し、お取引先様にもご理解とご協力をいただき、社内従業員が一丸となって、地域のお客様に愛され信頼されるスーパーマーケットを目指してまいります。

本件につきましては、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけする結果となりましたこと、深くお詫び申しあげます。

以上